

合格実績に関する自己適合宣言の推進について

学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作

現在、合格実績において各学習塾事業者独自の表記、考え方がある中で、合格実績に関する自己適合宣言は、当協会として基本的な考え方と基準を定め広く認知していただくためのものです。

そのため、当協会では合格実績に関する自己評価シートを作成し、全てに適合した学習塾事業者は合格実績に関する自己適合宣言（以下「合格実績自己適合宣言」といいます。）を行うとともに、当協会が普及推進のために作成した合格実績自己適合宣言マークを使用することができることといたしました。

合格実績適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣言するものです。

合格実績の適正な表示をアピールするために合格実績自己適合宣言マークを活用ください。

「合格実績自己適合宣言」の実施方法は次の通りです。

- (1) 合格実績自己適合宣言とは、各学習塾事業者が自身で適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において適合を宣言するものです。
- (2) 適合していると判断するための条件は以下の通りです。
 - ・ **合格実績に関する自己評価シートにおいて全ての項目に適合していること**
 - ・ **根拠となる資料を開示できる準備があること**
- (3) 合格実績自己適合宣言を行った学習塾事業者は合格実績自己適合宣言マークを使用できます。また、合格実績自己適合宣言マーク使用事業者は、当協会ホームページに掲載します。その場合は、「合格実績自己適合宣言マークは、各塾自らが合格実績に関する自己評価シートを用いて全項目において適合したことを宣言したものです」

の一文を明記します。

- (4) 合格実績自己適合宣言マーク使用は毎年4月～翌年3月までの1年間とします。更新時期を毎年3月中と定め再度自己評価を行い、全ての項目に適合することが求められます。



合格実績自己適合宣言マークは、各塾（事業者）自らが合格実績に関する自己評価シートを用いて全項目において適合したことを宣言したものです。

なお、一般に不当表示など景品表示法違反の疑いのある事実に関する情報は、消費者庁にご提供いただくことができます。

消費者庁 表示対策課 情報管理担当

電話：03-3507-8800（代表）



■合格実績に関する自己適合宣言 関連資料

[合格実績に関する自己適合宣言ガイドライン](#)

[合格実績に関する自己評価シート](#)

[合格実績自己適合宣言マークの使用について](#)

[学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準実施細則](#)

■合格実績自己適合宣言マーク使用事業者一覧

合格実績に関する自己評価シートを用いて合格実績自己適合宣言を行った事業者です。

[詳細はこちら](#)